

議案第7号

東広島市立学校の校長及び園長に対する事務委任規程の一部改正について

東広島市立学校の校長及び園長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令を定めることについて、次のとおり提案する。

令和7年3月27日提出

東広島市教育委員会

教育長 市場 一也

1 改正理由

御菌宇幼稚園が認定こども園の認定を受け、幼稚園型認定こども園となることに伴い、副園長の職を設けることから、東広島市立学校の校長及び園長に対する事務委任規程の一部を改正する必要があるため、この議案を提出するものである。

2 改正案

第3条第3号中「幼稚園の」の右に「副園長、」を加える。

3 施行期日

令和7年4月1日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第25条

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関するこ

と。

東広島市教育委員会訓令第 号

東広島市立学校の校長及び園長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年 月 日

東広島市教育委員会
教育長 市 場 一 也

東広島市立学校の校長及び園長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令

東広島市立学校の校長及び園長に対する事務委任規程（平成18年東広島市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「幼稚園の」の右に「副園長、」を加える。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

東広島市立学校の校長及び園長に対する事務委任規程（平成18年教育委員会訓令第1号）新旧対照表

新	旧
<p>○東広島市立学校の校長及び園長に対する事務委任規程 平成18年7月3日 教育委員会訓令第1号</p> <p>(園長委任事務)</p> <p>第3条 園長に対し、次の事務を委任する。</p> <p>(1) 職員の校務分掌及び勤務配置に関すること。</p> <p>(2) 職員の時間外勤務及び特殊勤務に関すること。</p> <p>(3) 教育公務員特例法第23条第2項の規定により、初任者研修を受ける者の所属する幼稚園の<u>副園長</u>、教頭、教諭又は講師のうちから、指導教員を命ずること。</p> <p>(4) 幼稚園の用に供せられる備品の貸出しに関すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、所掌事務のうち軽易な事項に関すること。</p>	<p>○東広島市立学校の校長及び園長に対する事務委任規程 平成18年7月3日 教育委員会訓令第1号</p> <p>(園長委任事務)</p> <p>第3条 園長に対し、次の事務を委任する。</p> <p>(1) 職員の校務分掌及び勤務配置に関すること。</p> <p>(2) 職員の時間外勤務及び特殊勤務に関すること。</p> <p>(3) 教育公務員特例法第23条第2項の規定により、初任者研修を受ける者の所属する幼稚園の_____教頭、教諭又は講師のうちから、指導教員を命ずること。</p> <p>(4) 幼稚園の用に供せられる備品の貸出しに関すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、所掌事務のうち軽易な事項に関すること。</p>